

資料編1

I N D E X

■経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	53
	損益計算書	54
	キャッシュ・フロー計算書	55
	剰余金処分計算書	55
	注記表	56
貯金業務	科目別貯金平均残高	68
	定期貯金金利条件別残高	68
貸出業務	科目別貸出金平均残高	69
	貸出金の金利条件別残高	69
	貸出金の担保別残高	69
	債務保証の担保別残高	70
	貸出金の使途別残高	70
	貸出金の業種別残高	70
	主要な農業関係の貸出金残高	71
	農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	72
	元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	73
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	73
	貸出金償却額	73
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	74
	商品有価証券種類別平均残高	74
	有価証券残存期間別残高	74
時価情報	有価証券の時価情報	75
	金銭の信託の時価情報	76
	デリバティブ取引の時価情報	76
	金融等デリバティブ取引の時価情報	76
	有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報	76
経営諸比率等	利益総括表	77
	事業純益	77
	受取・支払利息の増減額	77
	利益率	78
	貯貸率・貯証率	78
	資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り	78
	役員等の報酬体系	79

財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末	科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
（資産の部）			（負債の部）		
現金	16,892	5,091	貯金	7,893,735	7,727,173
預け金	5,604,747	5,629,016	当座貯金	31,639	40,796
系統預け金	5,604,747	5,629,016	普通貯金	13,245	18,344
系統外預け金	0	—	貯蓄貯金	33	33
金銭の信託	222,724	215,536	通知貯金	5,541	4,370
有価証券	1,746,793	1,582,958	別段貯金	535	758
国債	344,055	434,672	定期貯金	7,842,706	7,662,823
地方債	160,573	175,197	定期積金	33	46
社債	107,646	94,383	借用金	48,100	25,600
外国証券	28,161	26,238	その他負債	47,114	55,504
株式	18,888	26,307	未払法人税等	4	4
受益証券	1,087,469	826,160	貯金利子諸税その他	62	68
貸出金	452,583	456,412	従業員預り金	738	764
手形貸付	4,893	4,119	仮受金	49	11,614
証書貸付	281,082	288,205	リース債務	77	—
当座貸越	13,664	12,307	資産除去債務	125	125
金融機関貸付	152,943	151,779	その他の負債	16	47
その他資産	12,720	14,282	未払費用	46,013	42,812
従業員貸付金	80	69	前受収益	4	2
差入保証金	1,163	1,163	未決済為替借	20	63
仮払金	656	997	諸引当金	15,691	15,572
未収還付法人税等	6,641	7,188	相互援助積立金	12,624	12,624
その他の資産	283	253	賞与引当金	164	178
未収収益	3,783	4,511	退職給付引当金	2,529	2,452
未決済為替貸	112	98	役員退職慰労引当金	79	61
有形固定資産	2,297	2,171	特例業務負担金引当金	293	255
建物	1,562	1,473	繰延税金負債	1,448	—
土地	512	512	債務保証	3,202	2,840
リース資産	127	60	負債の部合計	8,009,292	7,826,690
建設仮勘定	—	29	（純資産の部）		
その他の有形固定資産	95	96	出資金	253,402	264,402
無形固定資産	431	471	（うち後配出資金）	(199,000)	(210,000)
ソフトウェア	392	343	再評価積立金	0	0
ソフトウェア仮勘定	34	122	利益剰余金	162,752	159,740
その他の無形固定資産	5	5	利益準備金	67,284	68,684
外部出資	312,877	312,877	その他利益剰余金	95,468	91,056
系統出資	312,579	312,577	リスク対策積立金	14,800	14,800
系統外出資	297	299	特別積立金	56,794	56,794
繰延税金資産	—	7,678	当期末処分剰余金	23,874	19,462
債務保証見返	3,202	2,840	（うち当期剰余金）	(6,578)	(2,957)
貸倒引当金	△ 2,569	△ 1,438	会員資本合計	416,155	424,143
			その他有価証券評価差額金	△ 52,746	△ 22,934
			評価・換算差額等合計	△ 52,746	△ 22,934
			純資産の部合計	363,409	401,209
資産の部合計	8,372,701	8,227,899	負債及び純資産の部合計	8,372,701	8,227,899

財務諸表

損益計算書

（単位：百万円）

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	98,540	57,339
資金運用収益	38,922	32,664
貸出金利	4,113	4,218
預け金利	88	104
有価証券利息配当金	10,387	5,827
コールローン利息	—	0
その他の受入利息	24,332	22,513
（うち受取奨励金）	(21,865)	(22,160)
（うち受取特別配当金）	(2,465)	(352)
役務取引等収益	4,069	4,152
受入為替手数料	29	26
その他の受入手数料	4,039	4,125
その他の事業収益	16,929	4,402
国債等債券売却益	12,526	—
その他の事業収益	4,402	4,402
その他の経常収益	38,619	16,120
貸倒引当金戻入益	2,023	1,089
株式等売却益	18,177	1,653
金銭の信託運用益	18,319	13,254
その他の経常収益	99	121
経常費用	94,889	54,878
資金調達費用	46,078	42,772
貯蓄性貯蓄利息	255	236
譲渡性貯蓄利息	0	—
借入金利息	213	102
債券貸借取引支払利息	—	0
その他の支払利息	45,609	42,432
（うち支払奨励金）	(45,601)	(42,427)
役務取引等費用	2,998	3,004
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	2,995	3,002
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	40,186	3,855
支払助成金	91	102
国債等債券売却損	12,630	—
国債等債券償還	27,464	3,753
経常費用	5,183	5,165
人物件費用	2,743	2,730
人物件費用	2,281	2,279
税の他経常費用	158	155
株式等売却損	443	79
金銭の信託運用損	—	3
金銭の信託運用損	434	76
その他の経常費用	9	0
経常利益	3,650	2,460
特別利益	1,815	—
子会社清算分配金	1,815	—
税引前当期利益	5,465	2,460
法人税、住民税及び事業税	1	27
法人税等調整額	△ 1,113	△ 524
法人税等合計	△ 1,112	△ 496
当期剰余金	6,578	2,957
当期首繰越剰余金	17,296	16,504
当期末処分剰余金	23,874	19,462

財務諸表

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益	5,465	2,460
減 価 償 却 費	412	380
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 3,092	△ 1,131
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	△ 32	△ 119
資 金 運 用 収 益	△ 38,922	△ 32,664
資 金 調 達 費 用	46,078	42,772
有価証券関係損益（△は益）	9,770	2,103
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△ 17,786	△ 13,178
貸 出 金 の 純 増（△） 減	24,411	△ 3,829
預 け 金 の 純 増（△） 減	△ 38,000	△ 193,000
貯 金 の 純 増 減（△）	△ 99,529	△ 166,562
譲 渡 性 貯 金 の 純 増 減（△）	△ 700	—
借 用 金 の 純 増 減（△）	△ 17,100	△ 11,500
事業分量配当金の支払額	△ 4,528	△ 2,236
資金運用による収入	58,691	44,989
資金調達による支出	△ 48,333	△ 45,951
その他の特別損益（△は益）	△ 1,815	—
そ の 他	240	11,244
小 計	△ 124,770	△ 366,221
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△ 1,703	△ 575
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,473	△ 366,797
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 345,859	△ 411,402
有価証券の売却による収入	997,702	12,139
有価証券の償還による収入	560,894	569,375
金銭の信託の増加による支出	△ 21,884	△ 22,856
金銭の信託の減少による収入	61,679	43,000
固定資産の取得による支出	△ 214	△ 257
子会社の清算による収入	1,815	—
外部出資の売却等による収入	100	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,254,234	189,997
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 11,000	△ 11,000
出 資 の 増 額 に よ る 収 入	11,000	11,000
出 資 配 当 金 の 支 払 額	△ 3,661	△ 3,732
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,661	△ 3,732
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,124,099	△ 180,531
5 現金及び現金同等物の期首残高	329,536	1,453,636
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,453,636	1,273,104

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	23,874	19,462
剰 余 金 処 分 額	7,369	5,990
利 益 準 備 金	1,400	600
任 意 積 立 金	—	—
普 通 出 資 配 当 金（配 当 率）	1,904(3.50%)	1,904(3.50%)
後 配 出 資 配 当 金（配 当 率）	1,828(0.97%)	1,894(0.95%)
事 業 分 量 配 当 金	2,236	1,591
次 期 繰 越 剰 余 金	16,504	13,471

財務諸表

注記表

令和4年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
 - ア 売買目的有価証券 … 時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ その他有価証券 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	7年～50年
そ の 他	1年～36年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、資産の償却および引当要領に基づき、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額を見込んで計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、愛知県JAバンク支援制度要領に基づき、必要額を積み立てています。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用
 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 重要な会計上の見積りを示す項目
 - 貸倒引当金
- (2) 当年度にかかる計算書類に計上した額
 - 貸倒引当金 2,569百万円
- (3) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ア 算出方法
 - 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しています。
 - イ 主要な仮定
 - 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ウ 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
 - 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

財務諸表

令和4年度

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,306百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	7百万円	11百万円	19百万円

- (3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円、有価証券1,008百万円および差入保証金4百万円を提供しています。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計19,314百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に合計77,859百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務はありません。
- (7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 112百万円 |
| 危険債権額 | 1,015百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | ―百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 260百万円 |
| 合計額 | 1,388百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
- (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。
これらの契約にかかる融資未実行残高は、67,730百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約付貸出金83,824百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,000百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 1,815百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,815百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 1百万円 |
| うち事業取引高 | 1百万円 |

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、外国為替の変動リスクにさらされています。借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金とは、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

財務諸表

令和4年度

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当会は、リスク管理方針および信用リスク管理規程に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、信用情報や時価を把握することで管理を行い、統合リスク・財務統括委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

当会は、リスク管理方針および市場リスク管理規程等に基づき、市場リスクの管理を行っています。具体的には、売買目的有価証券等およびデリバティブ取引の損失限度額管理のほか、予兆管理またはアクションプラン管理により日々の管理を行うとともに、運用資産の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクの市場統合VaRを計量し、ポートフォリオのリスク状況について統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行に当たっては、運用方針等の決定、取引の執行、およびリスク量のモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。

当会において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」です。

当会では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99.9%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で68,843百万円です。

なお、当会ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このように、モデルで補足できない市場環境の影響を把握・管理するためにストレス・テストを実施しています。

(ウ) 流動性リスクの管理

当会は、リスク管理方針および流動性リスク管理規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用・調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	5,604,747	5,604,332	△ 414
金銭の信託	222,724	222,724	—
運用目的の金銭の信託	796	796	—
その他の金銭の信託	221,927	221,927	—
有価証券	1,746,793	1,746,793	—
その他有価証券	1,746,793	1,746,793	—
貸出金	452,583		
貸倒引当金	△ 2,553		
貸倒引当金控除後	450,030	451,541	1,511
資 産 計	8,024,295	8,025,391	1,096
貯金	7,893,735	7,892,818	△ 916
借入金	48,100	48,045	△ 54
負 債 計	7,941,835	7,940,863	△ 971

(注) 1 その他の金銭の信託には、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下「OIS」という。））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

財務諸表

令和4年度

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(イ) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 312,877百万円

(注) 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

なお、外部出資には、非上場株式114百万円が含まれています。

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	5,604,747	—	—	—	—	—
有価証券	332,831	86,481	131,776	89,354	113,938	871,412
その他有価証券のうち満期があるもの	332,831	86,481	131,776	89,354	113,938	871,412
貸出金	95,862	55,907	62,533	26,220	36,781	175,103
合 計	6,033,440	142,389	194,310	115,575	150,719	1,046,515

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）4百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金83,824百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等174百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,788,589	99,900	1,132	179	1,716	2,216
借入金	16,900	8,800	11,400	—	—	11,000
合 計	7,805,489	108,700	12,532	179	1,716	13,216

(注) 1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,000百万円については「5年超」に含めています。

財務諸表

令和4年度

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、保有していません。

イ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,839	2,931	15,908
	債券	409,907	404,897	5,010
	国債	295,296	292,023	3,272
	地方債	36,708	36,362	346
	社債	77,903	76,511	1,392
	その他	119,186	83,418	35,768
	小計	547,934	491,246	56,687
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	48	49	△ 0
	債券	230,527	236,320	△ 5,792
	国債	48,759	49,646	△ 887
	地方債	123,865	127,742	△ 3,876
	社債	29,742	30,432	△ 689
	その他	28,161	28,500	△ 339
	その他	968,282	1,080,771	△ 112,488
	小計	1,198,858	1,317,141	△ 118,282
合 計		1,746,793	1,808,388	△ 61,594

(注) 上記差額合計から繰延税金負債74百万円を差し引いた額△61,669百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項 目	売却額	売却益	売却損
株式	24百万円	22百万円	－百万円
債券	967,361百万円	12,526百万円	12,622百万円
その他	28,056百万円	18,154百万円	－百万円
合 計	995,442百万円	30,703百万円	12,622百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	796百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

- (2) その他の金銭の信託

項 目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	221,927百万円	209,571百万円	12,356百万円	14,048百万円	△ 1,691百万円

(注) 1 上記差額合計から繰延税金負債3,433百万円を差し引いた額8,922百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

- (ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,563百万円
勤務費用	169百万円
利息費用	11百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 108百万円
退職給付の支払額	△ 107百万円
期末における退職給付債務	2,529百万円

- (イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用	169百万円
利息費用	11百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 108百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	72百万円

財務諸表

令和4年度

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 0.765%

- (2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は31百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

（繰延税金資産の内訳）

その他有価証券評価差額金	22,395百万円
相互援助積立金超過額	3,508百万円
税務上の繰越欠損金	1,186百万円
退職給付引当金超過額	702百万円
貸倒引当金超過額	346百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額	81百万円
賞与引当金超過額	45百万円
減価償却損金算入限度超過額	39百万円
資産除去債務	34百万円
未払事業税・事業所税	1百万円
その他	67百万円
繰延税金資産小計	28,410百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 ^(注2)	－百万円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額 ^(注1)	△ 21,146百万円
評価性引当額小計	△ 21,146百万円
繰延税金資産合計 (A)	7,264百万円

（繰延税金負債の内訳）

その他有価証券評価差額金	△ 8,712百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 8,712百万円
繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△ 1,448百万円

- (注) 1 前年度に比べ、評価性引当額が16,368百万円増加しています。この主な内容は、個別貸倒引当金を計上していた一部の大口取引先の債権を売却したこと等による823百万円の減少があったものの、有価証券の評価損の拡大による17,191百万円の増加があったためです。

- 2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	21	1,164	－	－	－	1,186
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	21	1,164	－	－	－	(b)1,186

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得を試算した結果、3年以内に当該繰越欠損金の全額を上回る課税所得が見込まれることから、繰延税金資産を計上しています。

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.79%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 21.81%
評価性引当額の増減	△ 15.72%
事業分量配当金	△ 11.37%
住民税均等割等	0.08%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%
その他	0.60%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 20.36%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

財務諸表

令和5年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
 - ア 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	7年～50年
そ の 他	1年～36年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、「資産の償却および引当要領」に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額に基づき計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、「愛知県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しています。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ア 当年度にかかる計算書類に計上した額

繰延税金資産 7,678百万円
 - イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (ア) 算出方法

繰延税金資産は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として計上しています。
 - (イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「翌年度以降の課税所得」です。「翌年度以降の課税所得」は、事業計画を基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。
 - (ウ) 翌年度以降の計算書類に及ぼす影響

将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
 - ア 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 1,438百万円
 - イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (ア) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しています。
 - (イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

財務諸表

令和5年度

(ウ) 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,487百万円です。
 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	8百万円	19百万円	27百万円

- (3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円および有価証券1,001百万円を差し入れています。
 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に4,960百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に51,165百万円含まれています。
 (5) 子会社等に対する金銭債権
該当する事項はありません。
 (6) 子会社等に対する金銭債務
該当する事項はありません。
 (7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
 (8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
 (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	75百万円
危険債権額	1,139百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円
合計額	1,316百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
 (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。
これらの契約にかかる融資未実行残高は、65,519百万円です。
 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨、および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約付貸出金83,824百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益
該当する事項はありません。
 (2) 子会社等との取引による費用
該当する事項はありません。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭

財務諸表

令和5年度

の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクにさらされています。

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」および「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、信用情報や時価を把握することで管理を行い、統合リスク・財務統括委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」等に基づき、市場リスクの管理を行っています。具体的には、売買目的有価証券等およびデリバティブ取引の損失限度額管理のほか、予兆管理またはアクションプラン管理により日々の管理を行うとともに、運用資産の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクの市場統合VaRを計量し、ポートフォリオのリスク状況について統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行に当たっては、運用方針等の決定、取引の執行、およびリスク量のモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。

当会において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」です。

当会では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で54,261百万円です。

なお、当会ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このように、モデルで補足できない市場環境の影響を把握・管理するためにストレステストを実施しています。

(ウ) 流動性リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」および「流動性リスク管理規程」に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用・調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	5,629,016	5,626,434	△ 2,582
金銭の信託	215,536	215,536	—
運用目的の金銭の信託	796	796	—
その他の金銭の信託	214,739	214,739	—
有価証券	1,582,958	1,582,958	—
その他有価証券	1,582,958	1,582,958	—
貸出金	456,412		
貸倒引当金	△ 1,434		
貸倒引当金控除後	454,977	455,709	731
資 産 計	7,882,489	7,880,638	△ 1,850
貯金	7,727,173	7,722,490	△ 4,682
借用金	25,600	25,478	△ 121
負 債 計	7,752,773	7,747,968	△ 4,804

(注) 1 その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）（以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下「OIS」という。））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

財務諸表

令和5年度

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(イ) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 312,877百万円

(注) 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

なお、外部出資には、非上場株式116百万円が含まれています。

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	5,629,016	—	—	—	—	—
有価証券	63,572	110,917	53,365	99,567	196,378	973,310
その他有価証券のうち満期があるもの	63,572	110,917	53,365	99,567	196,378	973,310
貸出金	73,016	66,951	34,836	44,249	54,609	182,419
合 計	5,765,605	177,868	88,201	143,816	250,987	1,155,729

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約貸出金83,824百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等330百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,715,768	6,738	417	1,716	15	2,517
借入金	8,800	11,400	—	5,400	—	—
合 計	7,724,568	18,138	417	7,116	15	2,517

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、保有していません。

イ 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は、保有していません。

ウ その他有価証券

財務諸表

令和5年度

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,307	2,981	23,325
	債券	304,586	301,992	2,594
	国債	204,152	202,437	1,714
	地方債	45,814	45,629	185
	社債	51,602	50,925	677
	その他	3,016	3,000	16
	受益証券	135,555	97,144	38,410
	小計	466,449	402,118	64,330
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	425,905	440,880	△ 14,975
	国債	230,519	236,047	△ 5,528
	地方債	129,382	137,588	△ 8,205
	社債	42,780	43,744	△ 963
	その他	23,222	23,500	△ 278
	受益証券	690,604	793,187	△ 102,582
	小計	1,116,509	1,234,067	△ 117,557
合 計		1,582,958	1,636,185	△ 53,226

(注) 上記差額合計△53,226百万円に「その他の金銭の信託」差額25,198百万円を合算した額△28,028百万円に対し、繰延税金資産5,094百万円を計上しています。

合計額△28,028百万円から繰延税金資産5,094百万円を調整した額△22,934百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(2) 有価証券の売却に関する事項は、次のとおりです。

ア 満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

イ その他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項 目	売却額	売却益	売却損
受益証券	11,940百万円	1,651百万円	－百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	796百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

(2) 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託は、保有していません。

(3) その他の金銭の信託

項 目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	214,739百万円	189,541百万円	25,198百万円	27,063百万円	△ 1,864百万円

(注) 1 上記差額の25,198百万円は、「有価証券に関する事項(1)ウ」に記載のとおり、「その他有価証券」の差額合計と合算し、「その他有価証券評価差額金」を算定しています。

2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

(ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,529百万円
勤務費用	155百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 110百万円
退職給付の支払額	△ 133百万円
過去勤務費用の当期発生額	△ 12百万円
期末における退職給付債務	2,452百万円

財務諸表

令和5年度

(イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用	155百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 110百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 12百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	56百万円

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 1.06%

- (2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は30百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、255百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(繰延税金資産)

その他有価証券評価差額金	7,789百万円
相互援助積立金超過額	3,508百万円
税務上の繰越欠損金	1,691百万円
退職給付引当金超過額	681百万円
貸倒引当金超過額	258百万円
減価償却損金算入限度超過額	78百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額	70百万円
賞与引当金超過額	49百万円
資産除去債務	34百万円
未払事業税・事業所税	1百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	14,226百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 ^(注2)	－百万円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額 ^(注1)	△ 6,547百万円
評価性引当額小計	△ 6,547百万円
繰延税金資産合計 (A)	7,678百万円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計 (B)	－百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	7,678百万円

- (注) 1 前年度に比べ、評価性引当額が14,598百万円減少しています。この主な内容は、有価証券と金銭の信託にかかわるネット評価差損の縮小による14,496百万円の減少があったためです。

- 2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	982	708	－	－	－	－	1,691
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	982	708	－	－	－	－	(b) 1,691

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得を試算した結果、3年以内に当該繰越欠損金の全額を上回る課税所得が見込まれることから、繰延税金資産を計上しています。

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.79%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 27.20%
事業分量配当金	△ 17.98%
評価性引当額の増減	△ 3.75%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34%
住民税均等割等	0.17%
その他	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 20.18%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

貯金業務

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	65,669(0.8)	62,751(0.8)	△ 2,918
定期性貯金	7,904,601(99.2)	7,784,149(99.2)	△ 120,452
その他の貯金	847(0.0)	861(0.0)	13
計	7,971,118(100.0)	7,847,761(100.0)	△ 123,356
譲渡性貯金	694(0.0)	－(－)	△ 694
合 計	7,971,813(100.0)	7,847,761(100.0)	△ 124,051

注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3 その他の貯金＝別段貯金

4 () 内は構成比です。

定期貯金金利条件別残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
定期貯金	7,842,706(100.0)	7,662,823(100.0)	△ 179,882
固定金利定期	7,842,705(100.0)	7,662,823(100.0)	△ 179,882
変動金利定期	0(0.0)	0(0.0)	－

注1 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

3 () 内は構成比です。

貸出業務

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	5,033	4,773	△ 259
証書貸付	299,131	275,180	△ 23,950
当座貸越	16,798	14,066	△ 2,731
金融機関貸付	141,184	151,973	10,788
割引手形	—	—	—
合 計	462,148	445,994	△ 16,153

貸出金の金利条件別残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
固定金利貸出	251,137(55.5)	268,420(58.8)	17,282
変動金利貸出	201,445(44.5)	187,992(41.2)	△ 13,453
合 計	452,583(100.0)	456,412(100.0)	3,829

注（ ）内は構成比です。

貸出金の担保別残高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
貯金等	12	13	0
有価証券	7	—	△ 7
動 産	—	—	—
不 動 産	2,074	1,655	△ 418
そ の 他 担 保 物	0	12	11
計	2,094	1,680	△ 413
農業信用基金協会保証	—	—	—
そ の 他 保 証	3,558	4,399	841
計	3,558	4,399	841
信 用	446,930	450,332	3,401
合 計	452,583	456,412	3,829

貸出業務

債務保証の担保別残高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,475	1,226	△ 249
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,475	1,226	△ 249
農業信用基金協会保証	—	—	—
そ の 他 保 証	13	10	△ 2
計	13	10	△ 2
信 用	1,714	1,603	△ 111
合 計	3,202	2,840	△ 362

貸出金の使途別残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
設 備 資 金	20,624(4.6)	19,346(4.2)	△ 1,277
運 転 資 金	431,959(95.4)	437,065(95.8)	5,106
合 計	452,583(100.0)	456,412(100.0)	3,829

注（ ）内は構成比です。

貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
農 業	2,287(0.5)	2,465(0.5)	178
林 業	—(—)	—(—)	—
水 産 業	—(—)	—(—)	—
製 造 業	34,325(7.6)	34,445(7.5)	119
鉱 業	—(—)	—(—)	—
建 設 業	2,785(0.6)	3,568(0.8)	783
電気・ガス・熱供給・水道業	13,084(2.9)	15,075(3.3)	1,990
運 輸 ・ 通 信 業	7,208(1.6)	9,442(2.1)	2,234
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	33,637(7.4)	32,608(7.1)	△ 1,029
金 融 ・ 保 険 業	200,407(44.3)	202,165(44.3)	1,757
不 動 産 業	26,005(5.7)	30,943(6.8)	4,938
サ ー ビ ス 業	115,778(25.6)	110,121(24.1)	△ 5,657
地 方 公 共 団 体	14,711(3.3)	13,257(2.9)	△ 1,453
そ の 他	2,351(0.5)	2,317(0.5)	△ 34
合 計	452,583(100.0)	456,412(100.0)	3,829

注（ ）内は構成比です。

貸出業務

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

（単位：百万円）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
農 業	2,854	3,029	175
穀 作	85	81	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	177	176	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	37	28	△ 9
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	873	990	117
養 鶏 ・ 鶏 卵	1,055	1,137	82
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	623	615	△ 8
農 業 関 連 団 体 等	7,495	5,331	△ 2,164
合 計	10,349	8,361	△ 1,988

注1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

（貸出金）

（単位：百万円）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	10,349	8,338	△ 2,011
農 業 近 代 化 資 金	—	23	23
合 計	10,349	8,361	△ 1,988

注1 プロパー資金とは、信連原資の資本を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業近代化資金とは、地方公共団体が利子補給等を行うことで当会原資の資金を低利で融資するものをいいます。

（受託貸付金）

（単位：百万円）

種 類	令和4年度末	令和5年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	16,217	14,416	△ 1,801
合 計	16,217	14,416	△ 1,801

注 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貸出業務

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
【令和4年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	112	－	－	112	112
危険債権	1,015	160	31	730	922
要管理債権	260	－	－	5	5
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	260	－	－	5	5
計	1,388	160	31	848	1,040
正常債権	454,574				
合計	455,962				
【令和5年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75	12	－	63	75
危険債権	1,139	153	28	898	1,080
要管理債権	100	－	－	0	0
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	100	－	－	0	0
計	1,316	165	28	963	1,157
正常債権	458,151				
合計	459,467				

注1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

3 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4 三月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1、2、4、5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸出業務

元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度				令和5年度			
	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減少額	期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減少額	期 末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	1,873	1,727	1,873	1,727	1,727	476	1,727	476
個 別 貸 倒 引 当 金	3,788	842	3,788	842	842	962	842	962
合 計	5,662	2,569	5,662	2,569	2,569	1,438	2,569	1,438

貸出金償却額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	41

注 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

有価証券業務

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	1,009,617	396,436	△ 613,181
地 方 債	159,449	175,973	16,524
金 融 債	—	—	—
社 債	107,010	99,352	△ 7,658
株 式	3,026	3,045	18
外 国 証 券	28,499	27,398	△ 1,100
そ の 他 の 証 券	1,307,836	979,733	△ 328,102
合 計	2,615,439	1,681,940	△ 933,499

商品有価証券種類別平均残高

令和4年度、令和5年度とも、商品有価証券の取扱いはありません。

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種 類	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
【令和4年度末】								
国 債	231,324	30,261	—	33,711	—	48,759	—	344,055
地 方 債	—	36,105	400	1,981	2,937	119,148	—	160,573
社 債	12,533	5,119	12,809	891	15,755	60,536	—	107,646
株 式	—	—	—	—	—	—	18,888	18,888
外 国 証 券	4,996	—	18,240	4,925	—	—	—	28,161
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,087,469	1,087,469
合 計	248,853	71,486	31,449	41,508	18,692	228,443	1,106,358	1,746,793
【令和5年度末】								
国 債	30,039	39,982	15,389	32,805	191,993	124,462	—	434,672
地 方 債	8,510	27,395	1,388	1,954	12,129	123,817	—	175,197
社 債	1,701	11,477	4,732	17,131	4,650	54,690	—	94,383
株 式	—	—	—	—	—	—	26,307	26,307
外 国 証 券	—	17,329	8,908	—	—	—	—	26,238
その他の証券	—	—	—	—	—	—	826,160	826,160
合 計	40,250	96,185	30,419	51,891	208,773	302,971	852,467	1,582,958

時価情報

有価証券の時価情報

- 1 売買目的有価証券
該当する取引はありません。
- 2 満期保有目的の債券
該当する取引はありません。
- 3 その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	18,839	2,931	15,908	26,307	2,981	23,325
	債 券	409,907	404,897	5,010	301,570	298,992	2,577
	国 債	295,296	292,023	3,272	204,152	202,437	1,714
	地 方 債	36,708	36,362	346	45,814	45,629	185
	社 債	77,903	76,511	1,392	51,602	50,925	677
	そ の 他	119,186	83,418	35,768	138,571	100,144	38,427
	外 国 証 券	—	—	—	3,016	3,000	16
	その他の証券	119,186	83,418	35,768	135,555	97,144	38,410
	小 計	547,934	491,246	56,687	466,449	402,118	64,330
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	48	49	△ 0	—	—	—
	債 券	202,366	207,820	△ 5,453	402,683	417,380	△ 14,697
	国 債	48,759	49,646	△ 887	230,519	236,047	△ 5,528
	地 方 債	123,865	127,742	△ 3,876	129,382	137,588	△ 8,205
	社 債	29,742	30,432	△ 689	42,780	43,744	△ 963
	そ の 他	996,443	1,109,271	△ 112,827	713,826	816,687	△ 102,860
	外 国 証 券	28,161	28,500	△ 339	23,222	23,500	△ 278
	その他の証券	968,282	1,080,771	△ 112,488	690,604	793,187	△ 102,582
	小 計	1,198,858	1,317,141	△ 118,282	1,116,509	1,234,067	△ 117,557
合 計		1,746,793	1,808,388	△ 61,594	1,582,958	1,636,185	△ 53,226

時価情報

金銭の信託の時価情報

1 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和4年度末		令和5年度末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	796	—	796	—

2 満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

3 その他の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和4年度末					令和5年度末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	221,927	209,571	12,356	14,048	△ 1,691	214,739	189,541	25,198	27,063	△ 1,864

注 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価情報

令和4年度末、令和5年度末とも、デリバティブ取引の取扱いはありません。

金融等デリバティブ取引の時価情報

令和4年度末、令和5年度末とも、金融等デリバティブ取引の取扱いはありません。

有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報

令和4年度末、令和5年度末とも、有価証券関連店頭デリバティブ取引の取扱いはありません。

経営諸比率等

利益総括表

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
資 金 運 用 収 支	△ 5,750	△ 9,047	△ 3,297
役 務 取 引 等 収 支	1,071	1,148	76
そ の 他 事 業 収 支	△ 23,257	546	23,803
事 業 粗 利 益	△ 27,936	△ 7,353	20,583
事 業 粗 利 益 率	△ 0.35	△ 0.09	0.26

注1 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）

2 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3 その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
事 業 純 益	△ 33,120	△ 12,519	20,600
実 質 事 業 純 益	△ 33,120	△ 12,519	20,600
コ ア 事 業 純 益	△ 5,552	△ 8,765	△ 3,213
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	5,874	1,006	△ 4,868

注1 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額

2 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3 コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損および国債等債券償却を通算した損益です。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息	△ 10,070	△ 6,257
うち 預 け 金	△ 3,581	△ 1,802
うち 有 価 証 券	△ 6,469	△ 4,560
うち 貸 出 金	△ 19	104
支 払 利 息	△ 2,505	△ 2,960
うち 貯 金・定 積	△ 2,381	△ 3,193
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 1	0
うち 借 用 金	△ 115	△ 110
差 引	△ 7,564	△ 3,297

注1 増減額は前年度対比です。

2 「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3 「うち貯金・定積」には、J Aに対する支払奨励金が含まれています。

4 「支払利息」の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

経営諸比率等

利 益 率

(単位：％)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.04	0.03	△ 0.01
純資産経常利益率	0.91	0.60	△ 0.31
総資産当期純利益率	0.08	0.04	△ 0.04
純資産当期純利益率	1.64	0.72	△ 0.92

- 注1 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：％)

種 類		令和4年度	令和5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	5.7	5.9	0.2
	期 中 平 均	5.8	5.7	△ 0.1
貯 証 率	期 末	22.1	20.5	△ 1.6
	期 中 平 均	32.8	21.4	△ 11.4

- 注1 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位：百万円、％)

種 類	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	7,882,413	38,922	0.49	7,795,963	32,664	0.42
うち 預 け 金	4,804,738	24,420	0.51	5,667,940	22,617	0.40
うち 有 価 証 券	2,615,439	10,387	0.40	1,681,940	5,827	0.35
うち 貸 出 金	462,148	4,113	0.89	445,994	4,218	0.95
資 金 調 達 勘 定	7,794,644	44,672	0.57	7,697,217	41,712	0.54
うち 貯 金・定 積	7,971,118	45,857	0.58	7,847,761	42,664	0.54
うち 譲 渡 性 貯 金	694	0	0.06	—	—	—
うち 借 用 金	68,746	213	0.31	39,280	102	0.26
総 資 金 利 ざ や			△ 0.15			△ 0.19

- 注1 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
 2 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

経営諸比率等

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

区 分	支 給 総 額	
	基本報酬	退職慰労金
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	101	20

注1 対象役員は、経営管理委員13名、理事5名および監事4名です。

2 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

ア 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、中央会・各連合会役員報酬協議会（構成：中央会・連合会の役員（全共連県本部運営委員を含む。）および県下J A組合長の代表者4名以内ならびに協力団体・学識経験者4名以内の合計8名以内）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

イ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗ずるなどして算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいません。

注1 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3 令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。